

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百七の項中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に、「豚コレラ・豚丹毒混合予防注射」を「豚熱・豚丹毒混合予防注射」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。